

平成 24 年度 11 月 9 日

兵庫県知事
井戸敏三 様

平成 25 年度当初予算編成
に対する申し入れ

兵庫県議会議員
中田 英一

はじめに

兵庫県も初めて人口減少県となり高齢化が進行する一方で、世界経済や国政の停滞を見るに、平成 25 年度も引き続き厳しい財政運営が見込まれるだけでなく、残念ながら将来的な見通しも厳しい状況にあります。

この状況下においても当然、技術革新やグローバル化を捉えた経済成長戦略を描くことは必要ですが、予算の編成にあたっては、将来の奇跡的な好景気や増収を期待するのではなく、規模に応じた予算を心掛け、極力地方債の発行を抑える必要があります。

その上で、限られた収入を最大限有効に活用するため、我々議会や行政には個々の支出や制度の再点検及び合理化を進め、財源を絞り出して成長につなげることが求められています。

そのための一助として、あるいは議論の契機になることを願い、以下申し入れを致します。

目次

- 1 行財政構造改革 (p2)
 - ・ 特別職員の退職手当・一般職員の人件費について
 - ・ 契約について
- 2 健康福祉部 (p3)
 - ・ 予防医療・介護の推進・人材の充実
 - ・ レセプト活用のシステム整備
 - ・ 子育て支援対策
- 3 教育委員会 (p4)
 - ・ 地域教育の促進
 - ・ 美術館・博物館における展示の見直し
- 4 産業労働部 (p4)
 - ・ 雇用創出・促進・商店街再生補助の見直し
 - ・ 農商工連携等の販路確保・拡大
 - ・ デザイン研究所の創設
- 5 農政環境部 (p5)
 - ・ 農村と就農希望者マッチング窓口の開設
 - ・ 中山間地域等直接支払制度の途中参加受理
 - ・ 肉牛への飼料米供与研究
 - ・ エネルギーの地産地消促進・PM2.5の成分分析
- 6 県土整備部 (p6)
 - ・ 強制収用の適切な実施
 - ・ 自転車ゾーンの整備
 - ・ 県営住宅の広告改善・補修費の低減化
- 7 企業庁 (p7)
 - ・ カルチャータウンにおける地区センターの誘致

行財政構造改革

1、特別職員の退職手当について（知事・企画県民部）

兵庫県では審議項目に知事の退職手当額などを含む特別職報酬等審議会を設置しているが、そもそも退職手当については前提としてその意義を明確にし、説明すること。

退職金制度の性格(主要な学説)は

- ①勤続報償説：退職金をもって長期勤続又は在職中の功績・功労に対する報償とする。
- ②賃金後払説：労働者が在職中に受け取るべきであった賃金部分を退職に際して受け取るものであるとする。
- ③生活保障説：退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする。

と諸説存在し、通説は「これらの要素が不可分的に混合しつつ、基本的には、勤続報償としての要素が強い」という理解がなされている。

しかしながら、まず、退職手当をもって長期勤続や功績・功労に対する報償であると考えた場合、知事をはじめとする特別職の任期である4年はそもそも契約の内容であり、これを果たしたからといって特別に報いるものではないし、そもそも4年間では長期勤続とは言えない。(①)

次に、賃金の後払いであるとする、退職手当54144000円を在職月数の48で割った月額(1128000円)を給与(1410000円)に加算すると月額2538000円となり、内閣総理大臣の給与2050000円と比較しても(退職手当を含めても)遥かに高い。(②)

さらに、退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする、多選の場合にも支払いは任期ごとに行われるが、そもそも退職していない(引き続いて給与が支払われるため生活保障は不要)のであり矛盾が生じる。(③)

以上から、特別職の退職手当についてはいずれの理由付けにも問題があり、額の適正を検討する前提としてそもそもの必要性から見直さなければならない。理由の(説明されない報酬を支払う余力は兵庫県にない。

2、一般職員の人件費について（企画県民部）

人件費を考える場合には職員の意欲や仕事効率とセットでなければならないが、人件費の抑制が直ちに意欲や仕事効率の低下に直結するとは言えないし、反対に人件費が全体として高くても、個々の評価に不満があれば職員の意欲は上がらない。

人件費の削減については、個々人を評価せず一律に行うのではなく、具体的には、勤勉手当の支給にあたって実績調査を十分に行い反映させる、評価の多様性・客観性を担保するために360度評価の要素を取り入れるなど適正な評価を実施し、これに基づいた算定すること。

3、契約について（全庁）

契約内容をできる限り複数名で、あるいは所属全体で点検を実施するなど、契約の締結ないし点検を横断的に行う内部機関の設置を含め、契約の適正について全庁を挙げて見直すこと。

具体的には、一般競争入札の形式をとっていても、毎回特定の1社しか応札しない契約や、内容が漠然とし過ぎており、新規参入者が二の足を踏んでしまうような仕様書はないか、あるいは、契約金額の内訳について見当がつかない、すなわち何に対していくら支払うのかわからないような契約には無駄の生じている危険が大きい。

健康福祉部

1、予防医療・介護の推進

重大な病気でも加齢による身体機能の低下でも、予防・早期発見・治療やライフスタイルの改善等によってリスク回避や進行の阻止が可能である。結果的に医療・介護費を抑えることで健康かつ元気な高齢者やその就労が増加し、年金給付の増加や労働人口の減少を食い止める効果も期待される。

具体的には、特定健康診断、人間ドック、保険適用のない脳ドック、ピロリ菌の除菌に補助を設けるなど積極的に推進すること。また、持続可能な県民交流広場事業のモデルを示すとともに、学校の空き教室など公的施設を有効活用して地域交流やボランティアの基盤作りを支援すること。

2、医療・介護人材の充実

離職率が高く、人員不足が深刻な介護職員について、国に対して介護職員処遇改善交付金の継続や報酬改定による恒久的な報酬の増額、その他施設職員との格差を生じさせない対策を求めると共に、独自の支援も含めて検討すること。

医療従事者の充実を図るため、また地域偏在を解消するため、託児サービスや勤務時間の融通など勤務条件・インフラの整備を進めること。

3、レセプト活用のシステム整備

レセプトは診療報酬の請求を目的として作成・提出されてきたが、その情報は医療・福祉政策の指針として活用が可能である。

レセプトデータを医療・介護政策に利用することができるシステムの整備を進めること。

4、子育て支援対策

保育所認可のない子ども園では、費用の定額負担等により低所得保護者の負担が大きい
ため、無認可の保育施設でも認証制度を創設するなど認可保育所との負担格差を解消する
こと。

子ども世帯の子育ておよび親世帯の介護を相互に助け合うことのできる多世代同居を進
めるため、リフォームや新築にあたっての助成制度などを検討すること。

教育委員会

1、地域教育の促進

学校への不審者侵入事件などもあって、教育現場から部外者の排除を進め、責任の範囲
をどんどん限定した結果、現場教職員に過度な負担が押し付けられているのではないか。
反対に、教育現場に保護者や地域住民を巻き込んでいくことで不審者の侵入を防ぎ、たく
さんの目で小さいじめの芽も防ぐこともできる。

先進事例の紹介、登下校の見守り活動から、授業のサポートや放課後教室での学習指導
など、教育の現場に地域住民や保護者が入り込む動きを支援すること。

2、美術館・博物館における展示の見直し

全国的に美術館・博物館数の増加と1館あたりの来場者数の減少が続いており、時代の
変化に応じた美術館・博物館の在り方やそれに伴う予算の見直しが求められる。

集客数は単に収益だけでなく、端的に県民ニーズへの適応を示しているから、展示内容
の決定や施設の運営についてはこれを意識した予算の計上を行うと共に、セラピーなど新
たな利用方法について検討を進めること。

産業労働部

1、雇用創出・促進について

消費回復や若者の婚姻、出産の大きな障害となっている雇用および所得不安の改善は急
務である。

- ・ジョブトレーニングや昇給・福利厚生面で非正規労働者の待遇改善を進めること。
- ・県内正規雇用を増加させるため、低調な「雇用創出型産業集積促進補助」の要件を見直
し、利用促進を図ること。
- ・厳しい経済状況下の雇用において、企業が求める人材の傾向を見極め、企業の欠員情報
(求人)の把握と就労希望者の経験や能力を無駄にしない的確なマッチングを進めるこ
と。また、未経験・他業種への転職ケースにも対応する能力開発・教育訓練を、企業(募
集側)と連携して実効的な内容で実施すること。

2、商店街再生補助制度の見直し

商店街は地域経済の中心であり、その再生は地域の活性化に大きな影響を及ぼす。

商店街事業者および市町とより綿密な連携を取り、効果的でかつ使い勝手の良い助成制度とすること。

3、農商工連携の販路確保・拡大について

中小事業者や農業者は生産のプロであっても、販路確保等については素人であることも多い。農商工連携や農業の6次産業化を進める上で、質の高い商品を作ることや、ブランドとして県の承認を与えるだけでは、販売力の乏しい事業者や農家にとっては不十分であり、販路拡大に向けた支援が不可欠である。

具体的には、首都圏で開催されるような大規模な商談会や展覧会に県としてブースを出展することで、優れた県産商品を売り出す機会を創出し、販路確保・拡大の支援を進めること。

4、デザイン研究所の創設

農商工連携や農業の6次産業化、小規模作業所や授産施設などの商品においては、販路確保の他に商品・販売戦略としてのデザイン性の不足が指摘できる。

新規の消費者が購入を検討する材料となるのは主に外形から得られる情報であるが、これらの生産者は包装においても専門家ではなく、商品パッケージを専門企業に依頼する力もないことが多いため、商品の質では勝っても“見た目”で負けている恐れがある。

近代の市場戦略で重要な要素となっているデザイン分野において、実践を通して人材を育てると同時に、これらの事業支援となる研究所の創設を産官学の連携で検討すること。

農政環境部

1、農村と就農希望者マッチング窓口の開設

限界集落と呼ばれるような山村では空き家や耕作放棄地が広がり、それらを提供してでも若者に定住してもらいたいと願う声がある。これに対して都市部では、住居と畑があれば田舎で農業をして暮らしてみたいと思う若者が存在し、両者のニーズは合致している。

しかし、実際にそれぞれの希望者が引き合い若者の田舎暮らしが実現するためには、若者が各集落（あるいは市町村）へ個別に問い合わせをして、交渉を重ねるといった高いハードルがありなかなか実現していない現状がある。

県で窓口を設け、そのような集落の要望・条件などを集約して、広告・募集すること。

2、中山間地域等直接支払制度の途中参加受理

多面的機能の重要性が再認識される中山間地域の水田も一度耕作放棄地となれば容易に荒れ果て、元に戻すことは大変困難である。中山間地域では、ただでさえ、後継者・収入不・意欲の不足にあえいでおり、耕作放棄に至るきっかけはいくらでもある。

中山間地域等直接支払制度の途中参加を認め中山間地域の農地保全を進めること。

3、肉牛への飼料米供与研究

県では、肉牛以外の家畜について飼料米を生産・開発・供与し、肉質などのデータを取る作業を行っており、これに肉用牛を加えるだけであれば追加コストは大きくない。ボトルネックである飼料を外国に依存している状況は、平成 24 年のような北米の穀物飢饉を見ても戦略として危険であり、代替方法の検討が急務である。近年、収量や栄養価でトウモロコシに負けない国産品種も開発されており、国産飼料の増加は食料自給率の増加にも直結するものである。

肉牛への飼料米供与の研究を進めること。

4、エネルギーの地産地消促進

太陽光発電に加えて小水力や地熱・風力・バイオマスなど地域の条件に応じた発電の試みや、市民ファンドの創設による発電支援の取り組みに対して、柔軟な支援を行いエネルギーの地産地消を促進すること。

5、PM2.5 の成分分析

PM2.5 の環境基準達成に取り組む上でも、成分分析をしなければ原因の特定や対策を立てることが困難であり、また大気環境の調査分析および対策にあたっては隣接府県との連携が有効である。

隣接府県と連携しつつ大気中の PM2.5 の成分分析実施を検討すること。

県土整備部

1、強制収用の適切な実施

公共事業用地の一部のみ買収ができず、事業・予算が停滞している現場が存在する。当然、私有財産権は最大限尊重されなければならないが、停滞が長期間に渡り、買収の交渉も全く行われていない現場を放置することは担当職員の業務や県民利益を害する。

交渉の余地がある限りは交渉を継続して行い、交渉の余地がない場合には法律に則り、適正に処理を進めること。

2、自転車ゾーンの整備

自転車利用の急増により、自転車専用レーンの整備などが県内数箇所で実施されたが、まだまだ十分な数とは言えない。また、歩行者の少ない歩道において自転車利用者が走行を嫌う理由のひとつに歩道の起伏があり、幅員が確保できない道路でも、歩道の起伏を解消すれば自転車の走行がスムーズになる。

引き続き、自転車の利用形態の変化と安全性を考慮に入れた県道整備を進め、歩道の起伏解消やカラー舗装などの工夫も取り入れること。

3、県営住宅の広告方法の改善

県営住宅への入居希望者に対して与えられる情報が少なく、入居申込み数の伸びを阻害する要因の一つになっている。

ホームページや募集案内などに外観写真・間取り図・所在地図・周辺の生活環境・自治会長や住居者のコメント紹介などの情報提供を進めること。

4、県営住宅の補修費の低減化

限りある予算の中で、貸出し戸数すなわち補修戸数を増やすため、一戸当たりの補修費を下げること。

企業庁

カルチャータウンにおける地区センターの誘致

経済状況がなかなか好転しない中で、地区センター誘致を実現するためには、これまで以上のインセンティブを提供する必要がある。開発以来 20 年間活用されていない空地の有効利用の意味でも、また同地区の分譲促進の意味でも思い切った提案をすること。